新型コロナウイルス感染症対策本部の設置について

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号) 第15条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部を 設置した。

記

- 1. 名 称 新型コロナウイルス感染症対策本部
- 2. 設置場所 東京都 (内閣官房 (中央合同庁舎第8号館))
- 3. 設置期間 令和2年3月26日から新型コロナウイルス感染 症対策を推進するため必要と認める期間